

【参 考 資 料】

2020 年 12 月 8 日

ビルメンテナンス議員連盟

会 長 伊 吹 文 明 殿

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会 長 一 戸 隆 男

全国ビルメンテナンス政治連盟

理事長 木 下 雅 俊

2021 年度 業界課題に関する要望について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に関して、格別のご指導とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

特に新型コロナウイルス感染症対応の従事者慰労金の制度に医療、介護、障害福祉サービス分野で働くビルメンテナンス企業の職員が対象に含まれ、要望が実現しましたことは、議員連盟の先生方のおかげであります。改めて心よりお礼申し上げます。

さて、当協会における業界課題に関し、下記のとおり要望を申し上げますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

謹白

記

1. 外国人材の受け入れおよび特定技能に係る在留書申請の簡略化

① ビル設備管理分野における外国人材（特定技能 1 号）の受け入れ職種の追加をお願いします。

（理由）

ビル設備管理分野における外国人材については、特定技能 1 号に追加されたビルクリーニング分野同様、ビル設備管理分野においても高齢化が進むとともに、人手不足が深刻化しております。

建築物の電気やガス、空調、給排水など様々な設備機器を運転・監視するビル設備管理は、利用者が衛生的かつ快適に、そして安全に過ごすために欠くことのできない業務です。

そのため、ビル設備管理分野においても外国人材を活用いたしたく特定技能 1 号への追加を認めていただきたいと考えます。

② 特定技能に係る在留諸申請に関する提出書類の省略化をお願いします。

（理由）

特定技能に係る在留資格の認定や変更申請に関しては、非常に多くの書類が、求められています。これが申請手続きを分かりにくくするとともに、煩雑な書類を用意するためかなりの労力を費やすこととなり、特定技能外国人の活用促進を阻害する大きな原因になっています。

また、留学生からの在留資格変更に関しは、納税証明書や国民年金の加入等に関する書類も求められておりますが、日本語学校等から留学生に対し、何ら指導もなく、儘ならないのが実態です。

既に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和２年度改訂）」にて申請書の簡素化をご検討頂いているところではありますが、さらに踏み込み特定技能外国人を雇用する受け入れ機関自らが責任をもって用意できるよう、外国人に関する書類の提出書類の省略化及び技能実習生や特定技能外国人の受入経験のある法人についての書類の簡易化並びに認定基準の緩和を検討していただきたい。

２．コロナ禍におけるビルメンテナンス業の存続・維持のための助成等支援について

ビルメンテナンス業は、政府の基本的対処方針において社会の安定の維持で企業活動・治安の維持に必要なサービスとして位置づけられました。

しかし、コロナ禍による経済状況は大変厳しく、当業界のような委託産業は、相手方（ホテルやイベントホール等々）の経済状況に大きく左右され状況は日々深刻になっています。特に公共施設は現在、休業や縮小運営するなどしており、そのような施設より委託を受けるビルメンテナンス事業者は多大な影響を受けます。

ついては契約の減額・解約等の不利益な取り扱いが発生しないようお願いします。

協会としては、引き続き社会の安定維持のために貢献する所存ではありますが、現在の経済状況を乗り切るためにも新たな助成制度等の創設による支援をお願いいたします。

① ビルメンテナンス業務を指定管理者制度により受託している施設に対する財政支援をお願いします。

（理由）

地方自治体などが保有する公共施設の大半は指定管理者制度を導入しております。その際の基本的なルールは、指定管理料金と施設利用料金を主な収入として指定する場合が多数ですが、コロナ禍によって施設が休館・休園は利用料収入も激減させ収支を著しく悪化させているのが現状です。地方自治体の中には指定管理者に財政支援を行っているケースもありますので、是非とも財政支援を全国的に導入して頂くよう考えます。

② 医療施設等への環境衛生業務や感染予防のため業務等、仕様書変更による追加業務を行う際の費用の適正な支出をお願いします。

（理由）

総務省から、仕様変更による契約変更を促す文書（総行行第 148 号令和 2 年 6 月 12 日）を出していただいたことに、まず感謝申し上げます。

特に医療施設においては、新型コロナウイルス感染者や、感染が疑われる者が訪れる可能性が高く、他の施設に比べてもいっそうの感染防止対策が求められるため、医療施設からビルメンテナンス事業者に対し「感染防止対策にかかる仕様書に記載のない業務」が、仕様書及び請負金額の変更のないままに請負先から求められ、事業者の持ち出し等が発生しているケースが顕著であります。このような事業者側だけに負担を強いる感染対策はいつか無理が生じ、崩壊する危険性を孕んでいます。

国民の新型コロナウイルス感染防止を確実なものとするためにも、業務実態に応じた適正な仕様書の変更と、それに見合う請負金額の変更、適正な支出が徹底されるようお願いいたします。

③ 医療施設等感染リスクの高い施設におけるビルメンテナンス事業者に対する特別補償の実現をお願いします。

(理由)

本件については、受託を控えるビルメンテナンス事業者の出現が懸念されるとして、2020年3月5日付で厚生労働大臣宛てに要望させていただいたところですが、現在、実際にクラスターの発生した医療施設等において清掃作業従事者の勤務拒否やビルメンテナンス事業者の撤退などが度々発生し、一部で報道もなされているところです。

医療施設の清掃業務委託率は87.5%を超えており、ビルメンテナンス事業者は医療施設清掃の最前線で、リスクに向き合いながら事業を遂行しておりますが、そのリスクに対する補償のない現状のままでは、同様の事態がさらに発生することが想定されます。医療施設でのビルメンテナンス事業者の撤退が頻発すれば、看護師等が施設の清掃を行うことになり、医療行為という本来の業務が滞り、医療崩壊にも繋がりがねないと懸念されます。

医療崩壊を防ぎ、国民の新型コロナウイルス感染防止や治療を確実なものとするためにも、ビルメンテナンス事業者や従事者に対し、そのリスクに見合う特別な補償、補助、助成等を実現いただくようお願いします。

例えば、清掃作業従事者に対する定期的なPCR検査の実施及び事業者への費用補助、感染予防に必要な備品（マスク・使い捨て手袋・手指消毒用品）の支給又は必要経費の補助などが考えられます。

なお業務負担のための費用の捻出は、施設側におかれても苦慮するものと存じますので、一案としては、診療報酬に環境衛生（清掃・リネン交換等）も含め、施設側への原資作りに国に支援いただくようお願いします。

3. 官公庁施設のより適切な維持管理の実現

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という）が19年6月に一部改正されたことを受け、より適正な維持管理業務の品質を確保するために以下を要望します。

① 国土交通省大臣官房官庁営繕部が発出する「建築保全業務共通仕様書」及び「建築保全業務積算基準」に基づく発注の義務化をあらためてお願いします。

(理由)

公共建築物の維持管理について、品確法に基づく「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」は、建築物等の保全水準の確保、保全業務費の適正化、適切な維持管理を通じて国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化、担い手の健全な育成などを求めています。本方針が全国の入札案件に活用されている実感がないのが実情です。

より、本法を推進するにあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が発出する「建築保全業務共通仕様書」及び「建築保全業務積算基準」は、最新の労務単価や経費調査を行い毎年新たにしており、公平かつ客観的な資料になっています。

従いまして、品確法の趣旨を遂行するにあたり、本書を入札の際の必須の資料として義務化をしていただくことで、より適切な運用がなされるものと考えます。

- ② 最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価落札方式の更なる推進をお願いします。
また、最低制限価格制度を導入している場合、人件費を考慮して落札率の 90%を下回らないよう、特段の配慮をお願いします。

(理由)

地方における国の出先機関での入札は年間契約額が一定額以上の入札については、低入札価格調査制度が、導入されておりますが、対象施設がごく少数に限定されております。未だに各省庁の出先機関や国立大学法人などの関連施設については、価格のみでの入札がほとんどであり、各種の評価や最低制限価格制度の導入などもされておられません。

さらに、ビルメンテナンス業務は労働集約型の産業にあるにも関わらず、役務の提供が“物品”と同じように位置付けられております。

そのような実情からも、入札制度が適正に運用されるよう各種制度・方式の導入の推進を図って頂きたいと考えます。

また、最低制限価格制度については、入札においてダンピング防止を図るために設定されていますが、反面、設定された率付近での入札が常態化しています。これは、最低制限価格率が設定された入札においては、契約額が常に最低制限価格率付近まで低下することになり、当該制度が契約金額を恒常的に低下させる事象を生じさせるという弊害を発生させており、結果として、従業者を最低賃金付近で雇用せざるを得ない環境を醸成しています。

- ③ 公共工事と同様に契約期間内に最低賃金が上昇した場合、請負金額の変更協議について特例措置を認めて頂きたいをお願いします。

(理由)

公共工事契約に関しては、契約期間内に最低賃金が上昇した際に、労務単価の改定に伴う工事請負代金の変更協議について特例措置が行われています。人件費割合が高く、複数年契約の多い建築物の維持管理業務においても公共工事同様に最低賃金のスライド適用の対象としていただきたいと思います。

- ④ 入札契約適正化法・品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について調査・結果公表をしています。同様に役務の調達についても調査・結果公表をして頂くようお願いします。

(理由)

品確法に維持管理について明確に記載され、厚労省が発出する発注事務ガイドラインも発出されましたが、適正な運用がなされているかの検証が必要と思われます。従いまして、公共工事と同様にして適正な運用が図られるよう定期的に調査をいただきたいと思います。

4. 社会保険の適用拡大に伴う支援について

今般の年金法改正に伴う社会保険適用拡大の際は、事業者の経営支援に繋がる補助金制度のさらなる導入・充実など、ビルメンテナンス企業にとって実効性のある支援策を実施して頂くようお願いします。

(理由)

社会保険の適用拡大による事業主負担の更なる増大は、中小企業が中心であり労務

集約型のビルメンテナンス企業の経営を直撃し、廃業や倒産に大きく影響するものと考えます。

5. デジタル化・オンライン化の促進

- ① 法定講習会の実施方法を見直せるように集合研修前提の講義時間による管理ではなく習熟結果重視をお願いします。

(理由)

建築物衛生法に基づくビル管理技術者 100 時間講習、監督者講習に関しては、施行規則上、集合教育を前提として科目ごとの講習時間を定めています。

しかし、講習会の目的は「技術者・監督者がその責を果たすにあたり必要な能力を付与すること、並びに受講者が能力を有したことを確認すること」であり、必ずしも講習時間のみによって担保されるものではありません。

さらに、今般のコロナ禍を契機として、講習会等のオンライン化は時代・社会の要請であり、特に法定講習はこれを率先して実現することが社会的責務で急務ではありますが、e ラーニング等オンライン化の仕組みを活用した場合、その特性やメリットが活かしきれていません。

ついては、科目ごとのテストやレポートなど E ラーニング等に適した習熟把握ができるよう時間による縛りは撤廃し、科目内容を細分化する等、デジタル化・オンライン化の活用や工夫がしやすい規則に改定が必要だと考えます。

- ② 技能検定試験におけるデジタル化・オンライン化の積極的な指導・支援をお願いします。

(理由)

厚生労働省が所管する技能検定制度では、技能を測るために学科試験・実技試験ともに集合試験前提であります。しかし、三密を作りやすい環境であるため、学科試験は CBT 試験などを活用したコンピューター試験の活用など小規模・少人数で随時開催への支援や、実技試験は対面による審査ではなく試験審査を収録した動画審査等指定試験機関が積極的に工夫し取り組めるよう指導・支援（システム開発助成金や動作判定などの AI 研究支援を含む）をしていただきたいと考えます。

6. 建築物衛生法改正に関する事項

- ① 特定建築物対象範囲の拡大（現行 3,000 m²以上を 2,000 m²以上に拡大）をお願いします。

(理由)

建築衛生基準不適合が上昇傾向にある現在、3,000 m²未満の建築物の環境衛生状態に不安があります。まず、その実態を把握するための補助支援をお願いいたします。そして、省エネルギー法が報告義務の対象としている 2,000 m²以上の建築物を特定建築物の対象とし、環境衛生基準を守りながら省エネ、温暖化ガス削減の運用を図れるよう、関係政令等の改正をしていただきたいと考えます。

- ② 建築物環境衛生管理技術者の選任義務緩和をお願いします。

(理由)

現行の「兼任基準」は、原則として、二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任させてはならないこととし一定の場合にのみ兼任を認めております。この例外規定

としての運用に当たっては、「特定建築物の距離、用途の類似性、設備の有無、延べ面積、所有者等の同一性など、具体的かつ総合的に勘案し、兼任を認めても管理技術者の職務遂行に支障がないと判断される場合に認められる。」としております。さらに学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小・中・高、大学等）とそれ以外の特定建築物の兼任を三棟までが認めております。

しかし、上記の基準をそれぞれの地方自治体が、運用する場合、統一的な基準を数値的に定めることが難しいため、兼任条件の運用は、各自治体の個別判断に委ねられております。

今後、管理技術者の確保が困難な状況もあり、制度を積極的に活用するためにも、兼任条件の全国各自治体の運用状況の把握と統一的な兼任基準を改めて示していただきたい。同時に関係する政令等の改正をしていただきたいと考えます。

以上

・・・・・・・・・・・・・【本件に関する問い合わせ先】・・・・・・・・・・・・・

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 総務部総務課 関内

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp

2021 年 1 月 5 日

ビルメンテナンス議員連盟

会 長 伊 吹 文 明 殿

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会 長 一 戸 隆 男

全国ビルメンテナンス政治連盟

理事長 木 下 雅 俊

2021 年 業界課題に関する追加要望について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に関して、格別のご指導とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2020 年 12 月 8 日付発信の当業界における要望についてご検討いただいている中、大変恐縮ではございますが、社会情勢の変化に伴い追加して要望を申し上げますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

謹白

記

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、支援の拡充について（追加）

- ① **新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業の「医師以外の医療従事者が行う清掃業務等」における外部委託利用時の対応方法について、明確な取扱いをお願いいたします。**

（理由）

新型コロナウイルス感染症の急拡大により、医療機関のひっ迫状態が続いています。当協会は厚生労働省と協力し、新型コロナウイルス感染症患者が入院する病棟等の清掃に関する緊急調査を行い、当該医療機関の消毒・清掃業務を担うことができる事業者を募った結果、全国 100 社程度の事業者が名乗りを上げています。

しかし、業務を担う事業者にとって危険を伴うことはご承知の通りです。そのリスクに見合う報酬など、企業にとっても従事者にとっても具体的な体制づくりが肝要であり、国にその支援をしていただくことが重要だと考えております。

新型コロナウイルス患者を診療する医療機関が清掃業務等を外部委託する際、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が活用できることは、当協会も承知しておりますが、受託する事業者からは「請負額の根拠の不明確さ」や「契約満了による雇用の不安定さ（業務受託中は人員が必要だが、緊急業務であるため永続的な雇用が難しい）」などの相談が、協会に寄せられております。

したがって、令和 2 年 12 月 14 日に厚生労働省が発出した「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の実施にあたっての取扱いについて」に記載のある、新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業の「医師以外

の医療従事者に1人1時間当たり 5,520 円」を外部委託事業者(ビルメンテナンス業務)への委託の際の根拠(目安労務単価)として、重点医療機関以外も含め通知に記載の上、対応いただきたくお願いします。

また、医療機関によっては既存の外部委託事業者を活用し、消毒・清掃の徹底を追加で依頼される場合もあるため、その際は現状の委託金額について上記金額を目安に引き上げていただくよう、指導をお願いします。

② 外国人技能実習生等の受入企業に対する助成をお願いいたします。

(理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、この一年間、外国人技能実習生の国内受入れは非常に混乱をきたしております。

企業等が外国人技能実習生を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策(入国後の宿泊施設等での待機や、公共交通機関の不利用)を徹底するため、技能実習生の宿泊費や移動用のレンタカー費用等を、企業等が負担している状況が報告されています。

一部の地方自治体では、このような企業等が負担した宿泊費やレンタカー費用等を自治体が自らの判断で、対象職種全般に対して助成しているケース(別添参照)もあります。

コロナ禍の収束が見えない現状において、国による水際対策を徹底して新型コロナウイルス感染症拡大を抑制するとともに、企業等も安心して技能実習制度を活用し、遠方から来日される技能実習生に適正な就労環境を提供するためにも、このような財政支援施策を国によって全国的に導入していただくようお願いします。

以上

・・・・・・・・・・【本件に関する問い合わせ先】・・・・・・・・・・

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 総務部総務課 関内
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp